

スポ保 944 号
令和3年11月29日



各 競 技 団 体 会 長
山形県スポーツ少年団本部長
山形県中学校体育連盟会長 殿
山形県高等学校体育連盟会長
山形県高等学校野球連盟会長

山形県教育庁スポーツ保健課長

**各種大会等の開催に向けた新型コロナ感染拡大防止対策
の考え方について(依頼)**

日頃より、本県スポーツの振興・発展に御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、昨今実施されてきた各種大会におきましては、大会を起因とした感染拡大となることなく、無事に開催できておりますことは、貴団体を始めとした関係者の皆様の御尽力のお陰と心より感謝申し上げます。

さて、山形県は、現在の感染状況が落ち着いてきていることを踏まえ、県境をまたぐ移動の自粛要請を解除する等、これまでの制限を一部解除しました。また、別紙写しのとおり、「イベント等の開催に関する基本方針」についても令和3年11月24日に改正されました。これらのことを踏まえ、標記の件につきましては、令和3年9月30日付けスポ保号外で依頼をしているところですが、各種大会等の開催については、別添のとおりの方針としますので、貴団体が主催する大会における感染症対策の参考とされますようお願いいたします。今後、第6波が起こる可能性があることも考えられますので、気を緩めることなく、引き続き感染症対策を徹底して大会等を開催くださいますようお願いいたします。

貴団体として判断に迷う場合は、下記担当まで御相談ください。

<担当>
スポーツ保健課課長補佐 石田 充
TEL:023-630-2562 FAX:023-630-2983

各種大会等の開催に向けた新型コロナウイルス感染拡大防止対策の考え方(R3.11.29以降)

各種大会の開催にあたっては、以下に考え方を示しましたので参考としていただきたくお願いいたします。なお、令和3年9月30日付けスポ保号外で依頼した内容に加筆修正した部分は下線を引いております。※別添「大会参加者の留意事項」「〇〇大会入場者一覧」は新規です。

I 選手、役員、顧問等の対応について

1 感染防止の観点から気を緩めることなく対応する

以下に該当する場合は、大会等の前に必ず医療機関等と相談させ、医師の判断（抗原検査等の対応もあり得る）に基づき、当該児童生徒及び学校の出場の可否を決めること。なお、このことについては、事前に児童生徒・保護者に確実に周知する。

- (1) 大会等の前2週間以内・大会等の当日に発熱・風邪症状のあった児童生徒等
- (2) 大会等の前2週間以内・大会等の当日に濃厚接触者等が身近にいた児童生徒等
- (3) 大会等の前2週間以内・大会等の当日に、ワクチン接種の副反応とみられる発熱等の児童生徒等（各自治体の相談センターに電話相談でも可）

2 大会当日の検温及び健康チェックについて

大会当日は、参加者が自宅で検温、健康チェックを行い、顧問や監督・引率責任者等に確実に報告する。ただし、念のため顧問や監督・引率責任者等が参加者に対し会場前でも検温を実施する。

※大会主催者は、上記1,2等について、別紙1「〇〇大会参加の留意事項」により参加者に確認させるとともに、大会期間中は毎日、参加者名簿等(別紙2「〇〇大会入場者一覧(例)」の提出を求める。

3 大会等の会場への感染防止対策責任者の配置

大会主催者側により感染防止対策責任者を配置し、会場内の消毒、換気、児童生徒等へ対策徹底の指導等を、定期的に巡回して実施する。

II 観客について

1 観客の入場許可に関する考え方

- (1) 一般観客の入場許可については、国内や県内の感染状況及び県新型コロナウ

イルス感染症に係る危機対策本部における他県との往来に関する考え方などを踏まえて適切に判断する。(政府の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域、直近1週間の10万人あたりの陽性者数が15人以上(政府のステージⅢの指標)となっている地域、その他、地方公共団体が県境をまたぐ往来の自粛を呼び掛けている地域の居住者については入場を控えていただくなど。) 特に、子どもの応援を希望する保護者への配慮や、競技の普及・振興・発展等について、十分に考慮する。

- (2) 観客に対しては、大会役員が当日検温・健康チェックを行い、発熱等風邪の症状等がある場合は、入場を控えていただく。
- (3) 入場許可した観客については、健康チェック・住所・氏名・連絡先電話番号等が記載されたリスト(別紙3「〇〇大会観客等入場者留意事項・〇〇大会入場者一覧」)を受付で記載いただいたり、事前に記入していただくなどして提出を求める。

2 観客の入場を許可する会場に関する考え方

※「イベント等の開催に関する基本方針」(山形県 R3.11.24 改正)による

- (1) 使用する会場は、観客席または十分な観覧スペースが確保されているとともに、換気、消毒等、感染防止対策が十分に施された会場に限る。
- (2) 観客の座席については、下記のとおりとするが、施設等で独自のルールがある場合にはそのルールに従う。

収容定員のある大会等の類型(※1)及び収容率		人数上限
大声での歓声・声援等がないもの	大声での歓声・声援等があるもの	5,000人又は収容定員50% (参加人数5,000人超かつ収容定員50%超で感染防止安全計画(※2)を策定する場合は収容定員まで)のいずれか大きい方
100%以内 ● 席がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保	50%以内 ● 席がある場合は座席を1席空ける ● 席がない場合は十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保	

収容定員がない会場における大会等の類型	要 件
大声での歓声・声援等がないもの	人と人とは触れ合わない程度の間隔を確保すること
大声での歓声・声援等があるもの	十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保すること

(※1) 「大声」とは、「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さない大会等を「大声での歓声・声援等があるもの」とする。

<大声の具体例>

- ・観客間の大声、長時間の会話
- ・スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌等の合唱や声援
※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない

(※2) 大会等の開催は、「大声での歓声・声援等がないもの」の担保が前提となる。

- (3) 学校や収容人数が設定されていない施設を利用する場合は、観覧スペースの広さ等を踏まえて人数を制限することも考えられる。
- (4) 入場制限を実施する場合は、事前周知する。
- (5) 児童生徒・大会運営関係者が観客と可能な限り接触しないよう動線を設定するとともに、会場規模を考慮し、入退場時に出入り口などが混雑することのないよう配慮する。